

## 秋田海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、秋田海区管内の漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図るため、まき餌使用の制限を次のとおり指示する。

令和7年6月20日

秋田海区漁業調整委員会会長 船 木 律

### 1 指示の内容

遊漁者は、第一種共同漁業である共第4号の漁場区域において、次に定める区域及び期間に、まき餌を使用してはならない（ただし、港内（泊地及びそれに接する航路）は除く）。

- (1) 男鹿市畠漁港西黒沢分港西黒沢防波堤の先端中心点とその真北への延長線上の第一種共同漁業である共第4号との境界線の交点を結んだ線と基点第6号（男鹿市北浦入道崎と同市戸賀との境に設置した標柱）から247度21分2,000メートルの点までの線の間においては毎年7月1日から同年8月31日まで
- (2) 基点第6号から247度21分2,000メートルの点までの線と基点7号（男鹿市戸賀加茂青砂と同市船川港本山門前との境に設置した標柱）から224度31分2,000メートルの点までの線の間においては毎年8月1日から同月31日まで

### 2 遊漁者の遵守事項

遊漁者が水産動植物を採捕する場合は、漁業の操業を妨げてはならない。

### 3 指示をする期間

令和7年6月20日から令和10年6月19日まで